

## 技術者登録における技術者確認資料について

技術者登録においては、①雇用関係書類及び②取得資格関係書類の添付が必須となります。書類の提出がない技術者は、名簿登録ができませんのでご注意ください。

### ① 雇用関係書類（技術者の直接的で恒常的な雇用関係を確認する書類）

- 代表者を除く全ての技術者の登録にあたっては、下記のうちいずれかの書類を提出してください。
- いずれの書類においても、所属業者名が一致しており、かつ資格取得日等により、申請日時点での雇用期間が3ヶ月以上であることが確認できる必要があります。

「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者（国土交通省）」参照

確認書類	所有者	作成者	備考
監理技術者資格者証	技術者本人	(一財)建設業技術者センター	
健康保険被保険者証（※1）	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	保険者番号、記号・番号等のマスキング（黒塗り）が必要
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	建設業者		
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書（※2）（※3）	建設業者	市区町村	別途、3ヶ月間の給与明細書の添付が必要

※1：健康保険組合等から交付されている被保険者証。国民健康保険や後期高齢者医療保険の被保険者証は不可

※2：通知書に記載のない技術者の場合は、当該技術者の居住地の市区町村個人住民税課税部署へ届け出を行ってください（和泉市の場合は、和泉市税務室市民税担当）。なお、転出等されている場合は、届出先が以前の居住地の市区町村となる場合があります。

※3：当該書類の提出が困難な場合、大阪府経営事項審査申請において認められる書類でも可とします。

### ② 取得資格関係書類（※希望業種ごとに提出が必要です。）

- 技術者の取得資格を確認する書類
  - ・各種資格者証明書
  - ・技術職員実務経験証明書
  - ・監理技術者資格者証
  - ・登録解体工事講習修了証 等

#### 【雇用関係書類及び取得資格関係書類の提出例】

①	監理技術者資格者証	+	取得資格関係書類(各種資格者証明書等)		
②	健康保険被保険者証又は健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	+	取得資格関係書類(各種資格者証明書等)		
③	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	+	3ヶ月間の給与明細書	+	取得資格関係書類(各種資格者証明書等)

## マスキング（黒塗り）方法

### ○健康保険被保険者証

健康保険被保険者証 本人（被保険者） 平成23年4月6日交付

記号 [redacted] 番号 [redacted]

氏名 ○○○○○○  
生年月日 昭和○年○月○日  
資格取得年月日 平成○年○月○日

性別 男

事業所名称 ○○○株式会社  
保険者番号 [redacted]  
保険者名称 全国○○健康保険協会 ○○支部  
保険者所在地 ○○県○○市○○町○○-

印

マスキング（黒塗り）

二次元コード（QRコード）がある場合は、マスキング（黒塗り）

### ○健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理番号 [redacted]

事業所番号 [redacted]

被保険者整理番号	被保険者氏名
[redacted]	

マスキング（黒塗り）

マスキングは、下記の手順で行ってください

- ① 原本をコピー
- ② ①でコピーした写しの被保険者記号番号等をマジック等でマスキング（黒塗り）
- ③ ②でマスキング（黒塗り）した写しを再コピー
- ④ ③で再コピーした写しを市に提出

※マジック等で黒塗りしただけでは、被保険者記号番号等が判別できるおそれがあるため、マジック等で黒塗りしたものを再コピーしてください

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）の施行により、令和2年10月1日から本人確認等を目的として医療保険の被保険者記号・番号等を取得することが禁止されました。